**○総務省令第九十七号**

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百二十一号）第一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

総務大臣　片山　善博

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行規則

（個人の道府県民税の特例）

**第一条**　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める書類は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付をした者の当該交付に関する通知書の写しとする。

（個人の市町村民税の特例）

**第二条**　令第二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める書類は、手当金等の交付をした者の当該交付に関する通知書の写しとする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○財務省令第五十二号**

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百二十二号）第一条第六項及び第二条第二項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則

（所得税の特例）

**第一条**　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六項に規定する財務省令で定める書類は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令第一条第三項に規定する手当金等の交付をした者の当該交付に関する通知書の写しとする。

（法人税の特例）

**第二条**　令第二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前条に規定する通知書の写しとする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○財務省令第五十三号**

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表三㈠の記載要領第1号中「第5号」を「第6号」に改め、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の1号を加える。

4　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成22年法律第50号）第2条第1項（法人税の特例）の規定の適用がある場合には、別表十㈦「38」の金額を「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金額　(7)」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。

別表三の二の記載要領第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の1号を加える。

3　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条第2項の規定の適用がある場合には、別表十㈦「38」の金額を「連結留保所得金額（別表四の二「50の②」）　(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期連結留保金額　(1)＋(2)－(3)＋(4)－(5)－(6)－(7)」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。

別表三の二付表の記載要領第1号中「第8号」を「第9号」に改め、同第十号を同第十一号とし、同第三号から第九号までを1号ずつ繰り下げ、同第二号の次に次の1号を加える。

3　各連結法人において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条第2項（法人税の特例）の規定の適用がある場合には、別表十㈦「38」の金額のうち当該各連結法人に帰せられる金額を「個別留保所得金額（別表四の二付表「50の②」）　(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金個別帰属額　(1)＋(4)－(5)＋(6)－(7)－(12)　(13)」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。